

参考配布

令和 8 年 9 月 15 日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長

高島 洋平

主任中央需給調整事業指導官

近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官

河村 智

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5324)

(直通電話) 03 (3502) 5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、静岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、静岡労働局が配布した資料です。

静岡労働局発表

令和8年9月15日

担

静岡労働局職業安定部

需給調整事業課

課長

松永 進

当

主任需給調整指導官 田中 恵美

電話 054-271-9980

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局長（國分一行）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	アーティックキャリア株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 大須賀 隆秀
事業主の所在地	静岡県浜松市中央区砂山町 352-1 ケイズビル 3階
許可に関する事項	許可年月日 令和3年11月1日
	許可番号 派 22-301261

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

アーティックキャリア株式会社は、少なくとも令和6年1月8日から令和7年5月31日までの間、A社が請け負った業務に労働者を派遣したものであるが、

- 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項を定めず、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めず、
- 労働者派遣法第26条第5項の規定に違反して、派遣の役務の提供を受けようとする者から労働者派遣受入期間の制限に抵触する日の通知を受けることなく、労働者派遣契約を締結し、
- 労働者派遣法第26条第9項に違反して、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報の提供を受けていないにも関わらず、労働者派遣契約を締結し、
- 労働者派遣法第32条第1項の規定に違反して、派遣労働者として雇い入れようと

- するときに、あらかじめ当該派遣労働者にその旨を明示せず、
- 5 労働者派遣法第 34 条第 1 項の規定に違反して、労働者派遣を行うにあたり、あらかじめ派遣労働者に対し就業条件を明示せず、
 - 6 労働者派遣法第 34 条の 2 の規定に違反して、労働者派遣をしようとする場合に、当該派遣労働者に書面の交付等により、厚生労働省令で定める派遣料金額を明示せず、
 - 7 労働者派遣法第 35 条第 1 項の規定に違反して、派遣先に対し、同項に掲げる事項を書面の交付等の方法により適正に通知せず、
 - 8 労働者派遣法第 37 条第 1 項の規定に違反して、派遣就業に関し派遣元管理台帳を作成せず、

派遣労働者延べ 1,803 人日（実数 7 名）にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、その間アーティックキャリア株式会社は、A 社が当該派遣労働者を発注者である B 社又は C 社の指揮命令を受けて労働に従事させることを知りながら、A 社に労働者を派遣し、もって A 社が行う職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反する労働者供給事業を幫助したこと。

第 4 労働者派遣事業改善命令の内容

- （１）労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

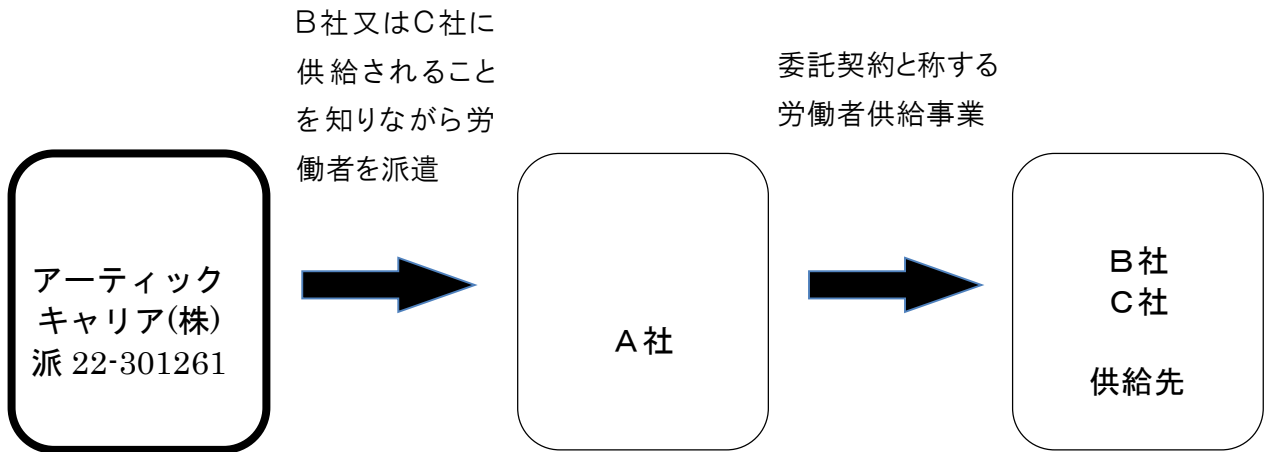
- ① 労働者派遣法第 26 条第 1 項
- ② 労働者派遣法第 26 条第 5 項
- ③ 労働者派遣法第 26 条第 9 項
- ④ 労働者派遣法第 32 条第 1 項
- ⑤ 労働者派遣法第 34 条第 1 項
- ⑥ 労働者派遣法第 34 条の 2
- ⑦ 労働者派遣法第 35 条第 1 項
- ⑧ 労働者派遣法第 37 条第 1 項

- （２）上記の「第 3 処分理由」に係る労働者派遣法及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- （３）労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令に規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【 事案の概要図 】

《令和6年1月8日～令和7年5月31日》



(参考)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2～4 (略)

5 派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

6～8 (略)

9 派遣元事業主は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から第七項の規定による情報の提供がないときは、当該者との間で、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

10・11 (略)

(派遣労働者であることの明示等)

第32条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあっては、その旨を含む。)を明示しなければならない。

2 (略)

(就業条件等の明示)

第 34 条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

2・3 （略）

（労働者派遣に関する料金の額の明示）

第 34 条の 2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

（派遣先への通知）

第 35 条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

2 （略）

（派遣元管理台帳）

第 37 条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 二 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 三 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 四 派遣先の氏名又は名称
- 五 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 六 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 七 始業及び終業の時刻
- 八 従事する業務の種類

九 第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置

十 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容

十一 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

十二 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

十三 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

（改善命令等）

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。